

# いらない！裁判員制度

2010年3月10日福岡地方裁判所小倉支部での初の裁判員裁判の開始にあたって

## ■ 編集部

3月10日、北九州初の裁判員裁判が行われました。大雪でたいへん寒いなか午前8時30分から福岡地裁小倉支部前で、裁判員制度反対の街頭宣伝を行いました。雪のため、チラシの配布はわずかしか配布できませんでした。たいへん目立つ宣伝でした。チラシは下記の通り。参加者30人で、東京から送られた「Stop! 裁判員裁判」のロゴの入った赤いジャンパーを着ました。街頭宣伝カー2台を裁判所前に止めると、パトカー3台も来て、そこどけそこどけとさわぎたてました。午前10時まで宣伝活動を行いました。新聞、テレビ各社が取材に来ていて、街頭宣伝も写真を取り、インタビューなどもやっていたのですが、テレビにも新聞にも取り上げられませんでした。ちなみにこの裁判の裁判員候補者62人の内に当日裁判所に来た人は36人でした。



雪の中で街頭宣伝

識・経験の差や、公判前手続きからの裁判員の排除などから、「市民の良識を反映した判決」ではなく、裁判員裁判が裁判官主導となることは必至です。

その上、被害者参加制度の導入と裁判員制度の組み合わせは、裁判員となる一般国民を被害者・検察側に立たせ、現在の刑事司法の有罪推定と厳罰化の傾向に一層拍車をかける恐れがあり、この間の裁判員裁判はこの傾向を示しています。

## 「国家総動員体制」への道程としての裁判員制度

裁判員制度は、強制的に選ばれて裁判員となる一般国民に処罰時の厳重な守秘義務を課すとともに、無実と判断した裁判員も、量刑判断に、そして死刑判決の決定にも、多数決という形で加担することを強いるものです。

一方で、警察・検察の取り調べ情報をリークして、メディアの報道を誘導しながら、「裁判員の予断排除」の名目で、様々な報道規制も検討にあがっています。裁判員制度は国民を刑事裁判に強制的に参加させ、治安の維持と社会の安全を担う国家の責任ある統治主体に作りかえることを最大の目的としており、国家統制を日ごとに強めつつある今の日本を警察国家・戦争国家に作り上げていくための重要な道具のひとつと言えましょう。すでに裁判員の裁判後の記者会見では、少しでも審議の実態に話が触れそうになると、同席する裁判所職員が「発言中止」を出すなど、現代版検閲制度がすでに出現しています。

今こそ私たちは、裁判員制度が持つ危険な本質に真正面から向き合うことが必要です。日本の刑事司法が抱える構造的欠陥を根本的に改革するためには、この制度は改善ではなく、廃止こそが求められています。

## すでにいきづまり始めた裁判員制度

多くの市民の反対の声を無視して昨年5月より始まった裁判員制度は、早くも市民の拒否にあい、司法当局はおおあわてしています。司法当局・マスコミをあげての大宣伝にもかかわらず、裁判員候補者は受け取り拒否や出頭拒否などで、通知を受け取った人の30～50%の人しか選任手続きに裁判所に訪れていません。そしてこのような実態は、マスコミで報道もされません。最近では、あまりに低い出席率に、その公表を拒否する裁判所も出てきました。

この制度では裁判所の認める理由以外に裁判員になることを拒否すれば10万円の過料を科すと定めていますが、問題を大きくしてしまうため罰金をとることができません。

## 裁判員制度は憲法違反

裁判員になることを強制するこの制度は、苦役からの自由を定めた憲法18条、思想良心の自由を定めた憲法19条に違反しています。裁判員制度に関して被告人に選択の自由はなく、その上、密室での公判前整理手続きは、被告人にとって公平な裁判を受ける権利（憲法37条1項）や無罪推定の原則（憲法31条）に反するものです。

## 冤罪を増加させる恐れが強い公判前整理手続きと裁判の迅速化

裁判員の負担軽減のために裁判の迅速化が優先され、事件の真実発見や裁判の公平性・正確性が犠牲にされる可能性があります。非公開の公判前整理手続きでは、従来の弁護活動で用いられてきた無罪獲得の様々な手段や方法が使えなくなります。その一方で、検察

側が握っているすべての証拠の完全開示が行われる保障はありません。公判開始後に弁護人がアリバイ証言など新たな証拠を発見しても、新たな証拠調べを請求することはできません。

「公訴事実の立証は検察が負う」という刑事訴訟法の原則に反し、実質上弁護側に「無罪立証」を要求される結果となりかねません。短期間の公判前整理手続きにより、組織力に優れる検察に比べ、被告弁護側の防御活動が著しく困難になる恐れがあります。冤罪や誤判をさらに増加させる恐れが強いといえます。

## 日本の刑事司法が抱える深刻な構造的欠陥を覆い隠す裁判員制度

現在の日本の刑事司法は深刻な構造的欠陥を持っています。例えば、死刑制度、否認すれば接見禁止・長期拘留という「人質司法」、警察署の留置所を利用する代用監獄、取り調べに弁護士立ち会いができず、録音・録画もされない不透明性、自白獲得中心主義、無罪を主張すると反省不足として量刑の加重、別件逮捕拘留、検察官手持ち証拠の完全開示の未保障、高すぎる有罪率、判事検事交流による両者の癒着、中央集権的司法官僚による裁判官の独立性の侵害などです。すでに国連の自由権規約委員会も、2008年に日本政府に対し、これらと同様な問題点の是正を勧告しています。

## 市民の良識を反映しない裁判員制度

裁判員裁判では職業裁判官とともに裁判員も事実認定だけでなく量刑判断まで行いますが、裁判員と職業裁判官との間の圧倒的な知